

食品衛生トピックス 《2013/05/28》

○ブラジル サンタ・カタリーナ州産豚肉等の輸入について

平成25年5月24日付けで、農林水産省はサンタ・カタリーナ州から加熱されていない豚肉、豚内蔵及び豚由来食肉製品等の輸入を認めることとした。

また、当該豚肉等に添付されるブラジル政府発行の衛生証明書様式が示された。

家畜伝染病予防法において、監視伝染病のうち、病性が激しく、伝播力が強い悪性の家畜伝染病(現在は、牛疫、口蹄疫及びアフリカ豚コレラ)について、その発生状況や発生地域における防疫措置等により、地域を3区分し、輸入禁止の物を定めている。

上記区分のうち、相当期間口蹄疫等の悪性伝染病の発生がなく、防疫体制も整備されており、悪性伝染病が発生するおそれがきわめて少ないと考えられる地域(0区分)にブラジルサンタ・カタリーナ州が追記された。

現在当該区分に掲げられている地域等は下記の37地域となった。

【ヨーロッパ地域】

フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ポーランド、ハンガリー、ドイツ、デンマーク、イタリア(サルジニア島を除く)、サンマリノ、リヒテンシュタイン、スイス、オランダ、ベルギー、フランス、オーストリア、スペイン、アイルランド、アイスランド、英国(グレートブリテン及び北アイルランド)

【南北アメリカ地域】

ブラジル(サンタ・カタリーナ州に限る)、カナダ、
アメリカ(アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る)、
メキシコ、ベリーズ、グアテマラ、ホンジュラス、
エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、
ドミニカ共和国、チリ、

【オセアニア地域】

北マリアナ諸島、ニュージーランド、
バヌアツ共和国、ニューカレドニア、オーストラリア